発行　株式会社ラベルバンク
大阪市淀川区西中島 5-12-8
新大阪ローズビル 6F
https://www.label-bank.co.jp/
customer@label-bank.co.jp

ラベルバンク新聞　第 202 号

“分かりにくい食品表示を分かりやすく”
We make food labeling accessible for everyone.

令和７年度 第１回栄養機能食品に関する検討会について～「下限値・上限値」および「栄養成分の機能」の見直し～

2025年10月8日、「令和7年度 第1回栄養機能食品に関する検討会」が開催されました。令和7年度検討会では、「下限値・上限値」、「栄養成分の機能」の2つの規定について議論される予定です。今回は栄養機能食品制度見直しの背景と、2つの検討課題の内容についてまとめたいと思います。

栄養機能食品制度見直しの背景

栄養機能食品制度は2001年（平成13年）の制度創設以降、栄養成分の追加や下限値・上限値の見直しが行われてきた一方で、栄養成分の機能や摂取をする上での注意事項の文言については見直しが行われておらず、特に栄養成分の機能の文言は、現行の「日本人の食事摂取基準（2025年版）」とかい離が生じていることが「令和元年度栄養素等表示基準値の改定に関する調査事業報告書」において指摘されました。こうした状況から、栄養機能食品制度の見直しについて、検討が行われることとなりました。

「下限値・上限値」、「栄養成分の機能」の検討内容

①下限値・上限値

「令和７年度の栄養機能食品の下限値・上限値の改正における算出方法（案）」が提示されており、この妥当性について検討される方針です。

下限値については、これまでの「栄養素等表示基準値の30％」という設定根拠は変更せず、2025年版栄養素等表示基準値に基づいた値の確認が行われる予定です。なお2025年版基準値改正に伴い、特にビタミンB12とビタミンDの下限値は大幅に増える見込みです。

一方、上限値については、平成26年に検討された追加成分における栄養機能食品の上限値の算出方法をもとに、各栄養成分の設定根拠の妥当性について検討が行われます。具体的には、マグネシウムについては今回の見直しから栄養素等表示基準値を上限値として採用すること、亜鉛・銅については算出方法の変更はせずに、改正された耐容上限量（UL）によって算出した上限値を採用することなどが提案されています。

②栄養成分の機能

栄養機能食品の機能の文言は、制度創設時に「第六次改定日本人の栄養所要量 -食事摂取基準-」等に基づいて設定され、その後、令和３年度「栄養成分の機能表示等に関する調査・検討事業」、令和５年度「栄養機能食品における栄養成分の機能表示の見直しに係る調査事業」の実施により、見直し方針の整理および見直し原案の作成が行われています。

今回の検討会では、見直し原案に基づいた「栄養機能食品における栄養成分の機能表示の文言の見直し案」が提示されました。この中では、現行文言の表現変更に加え、例えばビタミンCについて、「ビタミンCは、腸管での鉄の吸収を助ける栄養素です。」など、新たな機能の文言の追加も提案されています。

栄養機能食品制度改正の見通し

令和７年度中には先に述べた2つの規定について、3回程度の検討が予定されています。また、令和8年度には「摂取をする上での注意事項」について検討が行われ、その後に食品表示基準の一部改正が行われる見込みとなっております。関連企業の皆様におかれましては、今後の動向を注視されることをおすすめします。

（大柴）

Label bank

食品表示調査サービス

原材料及び添加物の適合性検証
容器包装への表示案の適合性検証

この記事はウェブでお読みいただけます。

下記のQRコードをスキャンしてアクセスください。

ミニコラム

EUと日本におけるサプリメントに関する制度比較

Hylobates Consulting社（イタリア）との共同執筆により、「EUと日本におけるサプリメントに関する制度比較」についてのニュースレターをまとめました。ここではその概要をご紹介したいと思います。
（注意：日本では「厚生科学審議会食品衛生監視部会」（2025年10月23日）において、サプリメントの規制や営業許可等についての検討が始まりました。記事は現時点の内容である点にご留意ください。）

【概要】

- EU　統一基準のサプリメント指令と各国国内法の２重構造により、規則の多様性が生じている。
- 日本　消費者庁が一元的に基準を管理しており、製品は表示の種類に基づき段階的に分類される。

【規制枠組み】

- EU　定義は食品サプリメント指令（2002/46/EC）に定めるが、成分の要件は加盟国が定めている。
- 日本　食品として、食品表示基準にいくつかの分類により定義と要件が定められている。

【定義と製品分類】

- EU　製品の形態（カプセル、錠剤等）と目的により分類される。ただし成分濃度等の要件は、各加盟国により定められるため、国によってサプリメントではなく医薬品に分類されることもある。
- 日本　製品の表示内容により、一般食品（健康強調表示は不可）、保健機能食品（栄養機能食品、機能性表示食品、特定保健用食品）などに段階的に分類される。

【対象成分と新規食品】

- EU　ビタミンとミネラルの成分と物質の統一リストはあるが、上限下限等の要件は各国で異なる。その他成分の統一リストはなく、「新規食品（Novel Food）」に該当する場合は市販前の承認が必要。

- 日本　ビタミンとミネラルには表示基準値があり、栄養強化目的の添加物としての使用基準がある。機能性表示食品や特定保健用食品では、新規機能性成分などの安全性データを提出する必要がある。

【表示要件】

- EU　食品情報規則（EU）1169/2011と食品サプリメント指令に基づき、各加盟国の言語で表示する。栄養と健康に関する強調表示は規則（EC）1924/2006により厳しく規制されている。
- 日本　食品表示基準に基づき、日本語で表示する。栄養や健康に関する強調表示の要件も同基準に定められており、例えば機能性表示食品は届け出た科学的根拠に基づく機能を表示する。

【販売前の手続き】

- EU　多くの加盟国（イタリア、フランス、ドイツ等）では、管轄省庁へ事前届出が必要となる。食品事業者は安全性と適合性に関する責任を負い、販売後の市場監視に対応する必要がある。
- 日本　一般食品と栄養機能食品（規格基準）については届出不要。機能性表示食品は事前届出が必要で、提出した科学的根拠資料は公開される。特定保健用食品は審査による個別承認が必要。

詳細については、こちらの「EUと日本におけるサプリメントに関する制度比較」（英文）をご覧ください。日本からEUに向けての輸出や、EUから日本に輸入を検討する際の、参考情報として何らかお役に立つことができましたら幸いです。

（川合）

この記事はウェブでお読みいただけます。

右のQRコードをスキャンしてアクセスください。

執筆書籍 好評発売中！

新訂2版　基礎からわかる

食品表示の法律・実務ガイドブック

新訂2版　基礎からわかる食品表示の法律・実務ガイドブック
著　者：石川 直基　的早 剛由
　　株式会社ラベルバンク
出版社：第一法規株式会社
発刊日：2023年10月19日
価　格：4,290円(本体：3,900円)
https://www.label-bank.co.jp/colum

今月のお気に入り言葉

Example is better than precept.
実例は教訓に勝る　論より証拠

（ことわざ）

Label bank
発行　株式会社ラベルバンク
〒532-0011
大阪市淀川区中島 5-12-8
新大阪ローズビル 6F
毎月 1 日発行
WEB サイト：
https://www.label-bank.co.jp/
お問い合わせ：
customer@label-bank.co.jp
Tel. 03-6260-9540